

内水面短信

H27 第3号

青森県海区漁業調整委員会事務局

TEL : 017-734-9851

FAX : 017-734-8166

平成 28 年 3 月 11 日

第 19 期第 12 回内水面漁場管理委員会の概要

- 1 日 時 平成 28 年 3 月 3 日 (木) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 ラ・プラス青い森
4 階「ル・クリスタル」
- 3 出席者 委 員 10 名
県 水産振興課 3 名、
八戸水産事務所 1 名、
むつ水産事務所 1 名、
鱒ヶ沢水産事務所 1 名
(地独) 県産業技術センター内水面研究所 1 名
事務局 3 名
- 4 概 要
○議案の審議 2 件、報告事項 1 件



【 議 案 】

(1) 第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について

第五種共同漁業権に係る平成 28 年度増殖計画量の基準を審議した結果、原案どおり公示することとした。

詳細については、[青森県内水面漁場管理委員会公示第 3 号](#)をご覧ください。

(2) コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について

青森県農林水産部長より、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細は[青森県内水面漁場管理委員会指示第 1 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

1 コイの持ち出し禁止

公共用水面等において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域においては、委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

4 指示期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

【 報告事項 】

平成 27 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果概要について

平成 27 年 11 月 5 日～6 日に岩手県大船渡市で開催された標記協議会の概要について報告を行った。